

議案参考資料

[令和6年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

教育総務課 庶務係

議案名

議案第78号 桐生市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

定住促進を図り人口減少対策に繋げることを目的に、奨学資金の返還免除制度を創設するとともに、奨学資金の貸与初年度の一括支給の規定を追加するため所要の改正を行うものです。また、大学等の授業料の現状を踏まえ、奨学資金の貸付額を大学等授業料の標準額に増額しようとするものです。

概要

- 令和7年度の奨学資金の貸与申請から、次の要件を満たす奨学資金貸与者を対象とした返還免除制度を実施するため、本条例に返還免除に関する規定を追加します。返還免除の対象人数は、毎年度若干名を想定していません。
 - 大学等を卒業後、桐生市に在住していること。
 - 常用雇用者として働いていること。
- 在学初年度は入学等に係る諸費用が発生することから、桐生市独自の奨学資金の貸与方法として、現状は年3回に分割して貸与しているところ、初年度は一括で貸与します。
- 奨学資金の貸付額を現状の大学等授業料の標準額並みに見直します。

区分	金額(年額)	
	現行	改正案
大学	408,000円	552,000円
短期大学	300,000円	408,000円
高等専門学校	180,000円	240,000円
高等学校	96,000円	120,000円
専修学校	高等課程	96,000円
	専門課程	300,000円
		408,000円

(施行期日：公布の日)

背景・経過

これまで、市長公約における「都会で学んで桐生で働く。新しい返還免除型奨学金制度の創設」に向け検討を行ってきました。また、人口減少克服に向けた施策を検討するため設置した「女性・若者から選ばれる桐生市検討委員会」においても、教育にかかる経済的負担の軽減を図ることが提言されました。これらのことから、現行の奨学金制度に返還免除型の制度を組み込むこととしました。

奨学資金の借入れを行った奨学生は、卒業後、在学期間の2倍の年数で返還を行うこととなりますが、令和7年度以降に借入れを行う奨学生は、今回の条例改正により、選考委員会において選定され、年度毎に定住要件等を満たした場合には、該当年度の返還を免除される制度となります。新しい奨学資金制度は、桐生市の発展を図りながらも学生への支援を行えるような制度として市民の皆様に活用していただきます。